▲写っている方に写真または画像データを差しあげます。企画調整課まで。

■役場・教育委員会
☎0794-35-0355　Ⓕ35-3398
■健康いきいきセンター
☎0794-35-5578　Ⓕ35-5227
■福祉しあわせセンター
☎0794-35-1712　Ⓕ36-5610
■デイサービスセンター
☎0794-37-6155　Ⓕ37-0065
■加古川総合保健センター
☎0794-29-2923　Ⓕ29-6300
■播磨ふれあいの家
☎0796-78-1481　Ⓕ78-1482

福祉

兵庫県福祉のまちづくり条例が改正されます

高齢者や障害者が安全・快適に利用できるように整備基準を定めた、福祉のまちづくり条例及び施行規則が、10月1日より改正され施行されます。主な改正点は、左記の通りです。

▼改正点

①用途面積100㎡未満の店舗などの新・改築の場合にも届出が必要となります。

②学校または3階以上の建物で21戸以上の共同住宅を新・改築する際にエレベーターの設置を整備基準に追加します。

▼問い合わせ　健康福祉課
☎0794（35）2362
兵庫県県土整備部まちづくり課
☎078（362）4298

長寿祝金を支給します

9月の「敬老月間」にちなんで兵庫県および播磨町より長寿祝金を支給します。

なお、支給対象者には、個別に8月下旬ごろにハガキで詳細を通知します。

最寄りの支給場所でお受け取りください。

▼問い合わせ
健康福祉課　高齢者福祉係
☎0794（35）2362

支給日	支給場所	
	午前9時～11時	午後2時～4時
9月3日(火)	播磨町役場ロビー	
9月9日(月)	本荘西公民館	福祉しあわせセンター
9月10日(火)	東部コミセン	古宮公民館
9月11日(水)	南部コミセン	古田西公民館
9月12日(木)	駅西公民館	野添コミセン
9月13日(金)～30日(月)（土曜日・日曜日・祝日は除きます。）	播磨町　健康福祉課	

※支給は9月30日(月)が最終になりますので、ご注意ください。

日本赤十字社の社資募集にご協力ありがとうございました

5月の社資募集期間に皆様から出資していただきました社資は、424万4千150円になりました。

このお金は、全額日本赤十字社に納め、災害救護や血液事業などの奉仕活動に充てられます。

日本赤十字社兵庫県支部
東播磨地区播磨町分区

重度心身障害者介護手当の振り込み

8月期支給の重度心身障害者介護手当は、8月26日に口座に振り込みました。個人あての通知はいたしませんのでご了承ください。

※在宅高齢者介護手当とは支給日が異なりますので、ご注意ください。

▼問い合わせ　健康福祉課
☎0794（35）2362

心身障害者扶養共済の掛金補助の振り込み

平成14年度第1期の心身障害者扶養共済の掛金補助は、8月26日に口座に振り込みました。個人あての通知はいたしませんのでご了承ください。

▼問い合わせ　健康福祉課
☎0794（35）2362

兵庫県眼科医師会による【目の無料相談】

日ごろ気にかかっている目の病気や視力低下などについてご相談ください。（検査は行いません）

▼日時　10月6日(日)午後1時～3時
▼場所　加古川総合保健センター　2階健診ホール
▼申し込み・問い合わせ　9月30日(月)までに、電話で加古川市加古郡医師会
☎0794（21）4301

9月は障害者雇用促進月間「障害者　職場の理解で拡がる雇用」

●障害者雇用促進キャンペーン
▼日時　9月2日(月)午前11時～正午
▼場所　JR加古川駅周辺

●障害者雇用促進セミナー
▼日時　9月25日(水)午後1時30分～4時
▼場所　ふれあいの郷生石研修センター
＊事業主対象のセミナーです。
▼問い合わせ
ハローワーク加古川
☎0794（21）8609

9月の相談

消費生活相談

▼日時　毎週月曜日　午前10時～正午
▼場所　中央公民館
▼問い合わせ　産業生活課（当日、電話での相談も可）

法律相談（予約が必要）

▼日時　9月9日(月)・24日(火)　午後6時～8時
▼場所・申し込み　中央公民館　事前予約が必要（申込順。電話予約はできません）

心配ごと相談

▼日時　毎週火曜日　午後1時～4時
▼場所　福祉しあわせセンター

人権相談

▼日時　9月10日(火)　午後1時～3時
▼場所　福祉しあわせセンター

行政相談

▼日時　9月24日(火)　午前9時30分～11時30分
▼場所　中央公民館

福祉相談

民生委員児童委員による福祉全般にわたる相談日です。

▼日時　毎週水曜日　午後1時30分～4時
▼場所　福祉しあわせセンター

身体障害者相談

左記の相談員にご相談ください。

【相談員】（敬称略）
▽岡部房枝【東本荘1丁目14の9】
☎0794（37）2328
FAX 0794（37）6552
▽徳次歳弘【北本荘1丁目5の28】
☎・FAX 0794（35）5029
▽立田範男【二子169番地の2】
☎・FAX 078（942）7994

子どもの悩み相談

▼日時　毎週（月・火・木・金）　午後1時～5時
▼場所　役場第2庁舎3階ふれあいルーム
▼電話での相談も可
☎0794（37）4141

母子家庭相談（予約が必要）

▼日時　9月5日(木)と19日(木)　午前10時～午後4時
▼場所・申し込み　地域福祉課

子育て相談

◎子育て支援センター
▼日時　毎週月曜日～金曜日　午前10時～午後4時
▼電話相談・問い合わせ
子育て支援センター
☎078（944）0717

◎子育て学習センター
▼日時　毎週火曜日～土曜日　午前10時～午後4時
▼電話相談・問い合わせ
子育て学習センター
☎0794（37）4188

※来所相談には、両方とも事前問い合わせが必要です。

おくやみ【7・8月届出分】

氏名（敬称略）	町名	年齢
今井　ウタ	古田	82
粕川　和子	野添	42
佐伯　良雄	野添	89
阪上　哲雄	本荘	71
澁谷　敏治	古田	69
高山　定男	宮西	68
橋村　妙子	北本荘	54
藤田　マツエ	北本荘	80
松本　ちゑの	大中	83

アトピー性皮ふ炎相談会（個別相談：要予約）　▶日時　9月19日(木)　午後1時30分～　▶場所　加古川健康福祉事務所　▶相談員　医師　くろだ小児科　黒田英造　▶申し込み・問い合わせ　加古川健康福祉事務所　☎0794（22）0001

お知らせ

家計調査および就業構造基本調査にご協力を

両調査とも、国が県および市町を通じて行っている調査です。

調査は、町内の世帯の中から無作為に選ばせていただいた世帯の方に、調査員が伺って、調査票の記入をお願いする方法で行います。

皆さんのご協力をお願いいたします。

▼問い合わせ
○家計調査
兵庫県企画管理部管理局統計課
☎078（362）4125
○就業構造基本調査
播磨町役場企画調整課
☎0794（35）0356

農業委員会会長に福壽俊明さんが選出

農業委員会委員改選後、第一回目の農業委員会が7月22日(月)に開かれ、会長には福壽俊明さんが、会長職務代理者には杉原智さんが選ばれました。

また、各地区担当の農業委員の方は次の通りです。

農地に関する問題などお気軽にご相談ください。

農業委員の皆さんです（敬称略）

地区別	氏名	電話番号
本荘中・西・北・宮西	庄中　康夫	37－8125
本荘東・宮北	黒石　省吾	37－2406
古宮東・西	八木　宗次	942－2522
二子（1）	福壽長三郎	942－4461
二子（2）	岡本　章男	942－7893
二子（3）	青木　昭治	942－1420
二子（4）	福壽　俊明	942－3892
二子北	澤田　清隆	942－1047
田中・瓜生・川端	藤原　仁太	35－0289
大西・山ノ代・高松・城	藤原　昭夫	942－1564
鹿ノ川・駅西・宮ノ裏	佐伯ヤエ子	37－2793
大中東	杉原　智	37－2281
大中西	浅原清治郎	37－8120
古田（1）・（2）	山口　智之	37－1877
古田（3）	小西常太郎	37－2692

国民年金Q&A

こんな時はどうしたらいいの？

Q　免除を受けた期間の保険料をさかのぼって納められると聞いたのですが。

A　長い人生の間には、経済的な理由により保険料を納めたくても、納められない場合があります。そんなときのために国民年金には保険料免除制度があります。免除を受けた期間は年金の受給資格期間として計算されますが、将来老齢基礎年金を受けるときには保険料を納めた期間に比べて3分の1相当として評価され、年金額が減額して計算されます。

追納される場合には次に掲げる条件があります。

★老齢基礎年金の受給権者は追納できません。

★追納できる期間はさかのぼって10年間となります。

★一部につき追納する場合は、対象となる月を任意に選べず、先に経過した期間から行うことになります。（その際、学生納付特例の期間がある場合は、その期間が優先されます。）

★前々年度より前の年度に属する月について追納する場合の納付すべき額は、当時の保険料額に政令で定められた率を乗じた額を加算した額となります。

▼問い合わせ
加古川社会保険事務所
☎0794（27）4511

14年度中に追納する場合の保険料

追納する期間	追納額（月額）
平成 4年4月から平成 5年3月までの月分	14,460円
平成 5年4月から平成 6年3月までの月分	14,850円
平成 6年4月から平成 7年3月までの月分	14,870円
平成 7年4月から平成 8年3月までの月分	14,860円
平成 8年4月から平成 9年3月までの月分	14,810円
平成 9年4月から平成10年3月までの月分	14,600円
平成10年4月から平成11年3月までの月分	14,390円
平成11年4月から平成12年3月までの月分	13,830円
平成12年4月から平成13年3月までの月分	13,300円